

日常生活支援総合事業
通所型予防給付相当サービスおよび通所型基準緩和サービス A 型
憩の里デイサービスセンター

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人東山会が開設する日常生活支援総合事業 通所型予防給付相当サービスおよび通所型基準緩和サービス A 型（以下通所介護型という）の適正な運営と、通所利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう管理運営について定める。

サービスの提供にあたっては、親切、丁寧、真心を込めて出来るだけ利用者の要望に合ったサービスに努める。

(運営の方針)

第2条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 通所型予防給付相当サービスおよび通所型基準緩和サービス A 型の名称および所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 憩の里デイサービスセンター

ニ 所在地 福井県鯖江市中野町12字8番1

(従業員の職種、定数及び職務内容)

第4条 事業所の従業員の職種、定数、及び職務内容は次の通りとする。

イ、管理者 1名 兼務とする

通所介護全般にわたる管理

ロ、生活相談員 2名 1名は兼務とする

通所者に対する相談業務や行事の企画など。

ハ、看護職員 2名以上

通所者の看護業務を行うと共に、機能訓練及び生活訓練等の助手を行う。また、健康状態を的確に把握し、健康保持のため適切な措置を行う。

ニ、介護職員 6名以上

通所者の日常生活全般にわたる介護業務を行うとともに、レクリエーションや作業活動などを行う。

ホ、機能訓練指導員 2名以上

通所者の日常全般にわたる機能訓練を行う。

(利用定員および営業日・営業時間)

第5条 通所型予防給付相当サービス

利用定員 35名

営業日 月～金曜日、ただし12/31～1/3までは休み

営業時間 9:00～16:30 内3時間以上

通所型基準緩和サービスA型

利用定員 若干名

営業日 水曜日

営業時間 9:00～16:30のうち3時間未満

ただし、営業時間については相談に応じる。

(利用料)

第6条 サービスを提供した場合の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、自己負担割合の額とする。

2. 前1項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

①食事費 620円(ただし昼食のみ)

②おやつ代 80円

③入浴セット 100円(税込110円)

④オムツ代 布 33円

尿取りパッド 33円

平オムツ 52円

リハビリパンツ 105円

テープ止め紙オムツ 小125円 大155円

⑤行事費 実費

⑥入浴代 500円(1回)

3. サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、次の通りとする。

鯖江市

(利用サービスの内容)

第8条 利用者に対するのサービスは、必要かつ妥当な介護及び親身で家族的なサービスを行うことを主眼とし、次に掲げる内容を基準とする。

1. 看護及び介護サービス

病状、親身の状況に応じ、適切な看護あるいは介護を実施して、日常生活の充実に資するよう行う。

- (1) 愛情を基調とした看護・介護を実施する。
- (2) 常時接触を保ち、心身の状態把握に努め、個々の状況に適応した看護・介護を行う。
- (3) 特に認知状態のある利用者の処遇に留意する。

2. 機能訓練

- (1) 心身の諸機能の改善または維持を図るため、専門職等により計画的に行う。
- (2) 定期的に評価を行い、効果的实施を図る。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第9条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らさない。

イ) 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た通所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

ロ) 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により通所者の同意を得る。

(苦情処理)

第10条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受け窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

イ) 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

ロ) サービスに関する通所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

ハ) 前項イ)、ロ)に対して市町村から求めがあった場合は、改善内容を市町村に報告する。

(事故発生の予防と発生時の対応)

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族、担当居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

イ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第 13 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 通所者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保持する。

(緊急時の対応)

第 14 条 当事業所は、利用者安全に対し、緊急の場合は、施設の看護師の判断により、本人または家族の了解の下、受診が必要なときは、協力医療機関に診療を依頼することがあります。

(身体拘束)

第 15 条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の制限をしない。

2. 事業所は、法人内で構成する身体拘束適正化委員会において、前項の緊急やむを得ない場合に該当するかどうか十分検討する。
3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、常に観察、再検討し、その記録をする。緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を入所者やその家族等に出来る限り詳細に説明する。
5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者やその家族に説明し、同意を得る。

(褥瘡対策)

第 16 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みの一つとして、褥瘡が発生しない様適切な介護に努め発生を防止する体制を整備する。

(職員研修)

第 17 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

付 則

この規定は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成31年 4月 1日より改訂する

この規定は、令和 4年 8月 1日より改訂する

この規定は、令和 5年 5月 1日より改訂する

この規定は、令和 5年10月 1日より改訂する

この規定は、令和 6年 4月 1日より改訂する